

奈良県住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年五月二十四日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第三号

奈良県住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県住民基本台帳法施行条例施行規則（平成二十六年十月奈良県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第三十条の八」を「第三十条の六第四項」に改め、「平成十四年総務省告示第三百三十四号」の下に「。次条において「告示」という。」を加える。

第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（知事以外の執行機関への都道府県知事保存附票本人確認情報の提供方法）

第三条 条例第七条の規定による都道府県知事保存附票本人確認情報（住民基本台帳法第三十条の四十一第四項に規定する都道府県知事保存附票本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法に関する技術的基準については、告示の例によるものとする。

別表第一中「第三条関係」を「第四条関係」に改め、「都道府県知事保存本人確認情報」の下に「又は都道府県知事保存附票本人確認情報」を加える。

別表第二中「第四条関係」を「第五条関係」に改め、「都道府県知事保存本人確認情報」の下に「及び都道府県知事保存附票本人確認情報」を加える。

附 則

この規則は、令和六年五月二十七日から施行する。